

日程第57 議案第54号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第62 議案第58号 訴訟の提起について までの6件

○議長（井上勝彦君）日程第57 議案第54号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第62 議案第58号 訴訟の提起について までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、私のほうから、本日追加提案させていただきました議案について、ご説明を申し上げます。

議案第53号 平成24年度橋本市一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、本補正予算につきまして、1点目としては、さきの全員協議会においてもご説明いたしました、市営住宅使用料の徴収誤りに伴います過誤納還付金と還付加算金を遡及して支払うための補正予算でございます。2点目としましては、産業文化会館に係る損害賠償請求訴訟の弁護士への着手金を補正予算で計上するためのものがございます。

議案第54号は、橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

平成24年8月8日付で、人事院から内閣及び国会に対し、給与勧告が行われました。

その主な内容は、民間給与との較差が小さいとの調査結果を受け、月例給及び賞与ともに改定はなく、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するための昇給・昇格制度の見直しや平成18年度に実施した給与構造改革

により、抑制されてきた中堅層の昇給回復などであります。

本市におきましては、人事院勧告の趣旨を踏まえ、また県内の他の自治体の動向も勘案した結果、中堅層の昇給回復の改定を実施いたします。

議案第55号は、橋本市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

平成24年8月7日付で、国家公務員の退職手当の支給水準引き下げが閣議決定されました。

これを受け、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」が成立し、公布されております。

その主な内容は、退職金と年金をあわせた退職給付の官民均衡を図る観点から、官民均衡を図るために設けられた「調整率」を3段階で、計17ポイント引き下げるものがございます。

国家公務員においては、平成25年1月1日から実施しておりますが、本市におきましては、県内の他の自治体の動向も勘案した結果、実施時期は異なるものの、平成25年4月1日から順次引き下げを実施いたします。

議案第56号は、財産の譲与についてでございます。

これは、東急不動産株式会社と御幸辻区との間で交わされた覚書に基づき、現在市名義となっている御幸辻第6町内会集会所用地を御幸辻区に譲与するための提案でございます。

議案第57号及び議案第58号は、訴訟の提起についてでございます。

これは、元橋本市産業文化会館嘱託職員が温水プール使用料を横領し、また、産業文化会館使用料を亡失した事件において、元橋本市産業文化会館館長の現金取扱員としての注意義務違反の程度が著しいことから、市が被った損害について賠償を求めため、損害賠償請求訴訟を起こすものでございます。

以上、追加案件についてご説明申し上げます。なにとぞご可決いただけますよう、お願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）市長の説明が終わりました。

これより議案第54号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）54号は、職員の給与について一部改正するということなんですけど、今の説明を聞きまして、一点だけちょっと確認したいんですが、「中堅層の昇給回復の改定を実施いたします。」はわかったんですが、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するための昇給・昇格制度の見直しという、これは実施されるということなんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）ただ今の、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するための昇給・昇格制度の見直しということにつきましては、50歳台後半、55歳を越えるものについて、昇格をした場合、号給が変わります。その号給が変わるときに、今よりも引き下げてその号給に行くということになります。引き下げるといいますのは、その人によって変わるわけなんですけども、10ポイント程度下がると、このようにご理解いただければいいかと思います。それにつきましては、もう規則のほうで既に対応してございますので、条例じゃなくして、規則のほうで対応してご

ざいます。

よろしいですか。以上です。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第54号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第54号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この改正によって、具体的に退職金がどの程度減額されるのか、平均的な数値でいいので、具体的な金額を示していただけますか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）ただ今、具体的な

数値をもってというおただしでございますが、本市の退職金、定年並びに勸奨というような形でお話をさせていただきます。ほとんどがそういうような退職という形になりますので。

6級、7級、課長、部長の平均給与から算出しまして、今現在が2,600万円程度と考えていただいたら、その数値をもって減額額についてご説明をさせていただいてよろしいですか。

例えば、2,600万円程度ということで考えますと、この25年4月1日からは141万4,000円程度が減額になります。そして、2年目、26年の4月1日からは282万8,000円程度、そして3年目の27年4月1日から、この最終の年になるんですけども、これ以降の方が退職される場合は、約400万円程度が減額されるということになります。

よろしいですか。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）大変大幅な退職金の減額ということで、私、問題だと思うのは、退職金というのは、言うまでもなく給料の一部だというふうに認識をしているわけです。今、総理大臣を先頭に、いわゆる財界の幹部といえますか、そういう人たちを集めて、このデフレを脱却するために、いわゆる日本の景気を良くするために社員の給料を引き上げてくれというようなことで、総理大臣自らも、そういう財界の中心にいてる人たちに直接訴えてますよね。これ、この動きと大きく矛盾といますか、逆行する方向だというふうに思うんです。本当に、この今の日本をデフレから脱却するためには、国民の懐を温めるというか、いわゆる働き手の給料をやっぱり引き上げていくということが、決定的に大事だというふうに認識しているわけです。

そういう点で、こんなに大幅、最終的に400万円削減ということなんですけれども、日本

全体の景気もそうですし、当然、橋本市の経済への影響も大きいと思うんですが、こうした点はどのようにお考えですか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）ただ今、3番議員のおただしでございますが、職員にすれば、涙の出るようなお言葉かなと思います。

ただ、安倍内閣のデフレ脱却と申してございますが、これにつきましては、民間の方々の給与というような形で私はとらまえております。あくまでも公務員につきましては、既に先行して国家公務員については引き下げもされてあるということで、そういう観点から、県下各市、29自治体になるんですけども、もう既に足並みをそろえて、こういう形で実施をしていくと。1市につきましては、既に退職手当、この制度よりもまだ悪い数字といえますか、10%もう既に削減をしておると。その自治体は当然別といたしまして、29自治体が実施をするということで動いてございませぬ。当然、国、県の厳しい指導もございませぬ。そして、県下足並みをそろえるということと、あと市民感情をとりましても、当然これにつきましては、本市としても実施をせざるを得んということで上程をさせていただいております。ご理解ください。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）実施するしかないということなんですけれども、確かに、削減額というのは年収に比べたら小さいかもしれないけれども、1年、2年、長く働けば最終的にもらえる退職金が、最終的には400万円引き下げられるということになったときに、職員の皆さんの働く意欲といえますか、働きがいというか、モチベーションが下がるのではないかなと、そのことが市全体の仕事にも影響するのではないかなと思うんですけれども、そ

の辺はいかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）金額が下がれば、職員のやる気というようなおただしでございますが、退職金につきましては、これまでも既に、今、59.28というような数字の中で計算をするわけでございますが、既に私どもが入ったときには70いくらか、そして、長い間62.7という時代もあったんですけれども、それは当然、それから比べると下がってございますが、やっぱり職員につきましては、それはやはり仕事とは割り切ってこれまでも精励してございますので、その辺の心配は私どもはしてございません。

以上です。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

14番 中本浩精君。

○14番（中本浩精君）今、ご説明聞いたんですけど、かなり下がるということでお聞きしたんですけども、埼玉のほうでもちょっとあったと思うんですけど、早期退職者とか、そういう出られる可能性というのかな、その辺はどのように考えておられますか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）埼玉でございました早期退職、ちょっと新聞紙上でも、マスコミでも取り上げられたんですけども、あの制度は国どおりの、2月実施だったんですけども、年度の途中で実施をされた。といいますのは、国は1月1日、そして今年の10月1日、そして来年の7月1日という形で、2カ年で、これを17ポイント下げるといってしたんですけども、組合との話もする中で、やはり年度途中であれば、今ご質問のあったような事態にもなりかねんということで、あくまでも、その年度、その年度ということで実施をすれば、そういうことはないであろう。こういう判断から、年度で区切って3年

間で17ポイントを下げると、そういうような形にございます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第55号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第55号 橋本市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上勝彦君）起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号について質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第53号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第53号 平成24年度橋本市一般会計補正予算（第9号）について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）これは無償譲渡ということだと思うんですけども、その後の費用、つまり修繕とか何か後日起った場合には、必要性が起きた場合にも、全く全部渡してしまっ、市は関知しないということでしょうか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（森川嘉久君）これに関しましては、もともと集会所自体は御幸辻区有の集會

所となっておりますので、当然、維持管理の費用については、現在も将来にわたっても市の負担ということはありません。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第56号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第56号 財産の譲与についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号と議案第58号の2件を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番 田中君。

○15番（田中博晃君）訴訟の内容については全員協議会でも伺っておりますので理解しております。そこで、少し確認しておきたいんですけれども、この当時、元館長に対して教育委員会等々から取り扱いについて、どのよ

うな指導がなされていたのか、定期的に指導していたのか、それとも、ちょっと言葉は悪いですが、丸投げやったのかというのを、まず一点、お伺いしたいのと、もう一点につきましては、その後、ここから先、このような事件が起こらないために、昨年もいろいろ動かれていたかと思うんですけども、現状でも公民館の館長等々いらっしゃる中で、また、その後も指導を随時されておるのかどうか、以上、2点について質問いたします。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）お答えをいたします。丸投げをしておったかということについては、そういうことはないということで考えておりますけれども、十分指導が行き届いていなかったというところは否めないところであるというふうに思います。

それから、その後なんですけれども、今回、この4月に向けて、また文教厚生委員会のほうでもお知らせさせていただき機構改革を実施させていただくんですけれども、それに先立って、今年度24年度から、いわゆる伝票等の決裁権者で、例えば産業文化会館の場合は、現行中央公民館が所管することになっておるんですけども、伝票上は中央公民館長を通らずにというようなことが現実にございました。それは、現時点として24年度からは、中央公民館長を必ず通るような形の決済とさせていただいております。それに合わせて、この25年度の機構改革に合わせて、そういったところの事務分掌についても、改めさせていただくということで考えております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第57号と

議案第58号の2件については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第57号と議案第58号の2件を一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第57号 訴訟の提起についてと、議案第58号 訴訟の提起について の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号と議案第58号の2件については原案のとおり可決されました。

○議長（井上勝彦君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明3月8日から3月21日までの14日間は委員会審査等のため休会とし、3月22日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

この際、各委員会の開催日程等について日程表を配付いたさせます。

（職員 日程表配付）

○議長（井上勝彦君）配付もれありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）配付もれなしと認めます。

各委員会の開催日程等については、ただ今配付いたしました一覧表のとおりであります

ので、ご出席をよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さんでございました。

（午後4時6分 散会）